主　　　　文

被告人を拘禁刑１年に処する。

この裁判が確定した日から３年間その刑の執行を猶予する。

理　　　　由

（罪となるべき事実）

被告人は、令和７年１２月１日午後４時４５分頃、山形県上山市（住所省略）被告人方において、実兄であるＡに対し、被告人が被告人方において強盗被害にあった旨を伝え、これを受けたＡが、同人の使用する携帯電話機で同市矢来３丁目７番５０号山形県上山警察署に電話をかけた。

実兄から電話を引き継いだ被告人は、同日午後４時５２分頃、応対した同署警察官に対し、「知らない人が書類の山を漁っていました。」「泥棒だと思って、怖くなって急いで２階の私の部屋に戻ったのですが、泥棒がその部屋の中まで追ってきて、泥棒から金を出せとだけ言われました。」「泥棒は私を殴った後、近くの床に置いてあった私のバッグから財布を取り出して、その財布を持って玄関から逃げて行きました。」旨虚偽の事実を申告し、その頃から令和８年１月５日頃までの間、同署及び山形県警察本部所属の警察官合計１０９名に、現場鑑識活動、車両検問、防犯カメラの精査等の徒労の業務に従事させ、その間、同警察官らの正常な業務の遂行を困難にさせ、もって偽計を用いて人の業務を妨害した。

（量刑の理由）

被告人は、本件当日までに家族に対して立て替えてもらった５万円を返済する約束をしていたが、本件当時無職であったため、返済資金を工面できず、また、無職であることを家族に隠していたため、金銭に窮していることを相談することもできないままでいた。そのような中、本件当日、強盗被害に遭って５万円を強取されたと説明すれば、５万円を返済できないことを許してもらえるのではないかなどと考え、判示のとおりの虚偽通報に及んだ。被告人は、被害金の原資等についてすぐに嘘が判明するような供述をし、現に被害品として申告した財布は臨場した警察官に

より自宅内で発見されるなど、その犯行自体は稚拙で場当たり的なものである。しかし、被告人は、警察官から供述の変遷や矛盾点を指摘されてもなお、強盗被害に遭った旨の虚偽の供述を重ね、その結果、１か月余りの間、合計１０９名の警察官に、多大な無為徒労の捜査活動等を余儀なくさせたのであり、地域の安全を守る警察官らの本来の業務を妨害した結果は大きい。上記の犯行の経緯についても、被告人は、家族に返済資金に窮していること等を正直に打ち明けて相談するという適切な対処が可能であったのに、これをせずに安易に本件に及んでいるのであるから、酌むべき事情はない。

以上の犯情評価によれば、被告人の行為責任を軽く見ることはできない。

他方、被告人は、本件の勾留期間中に事実関係を認めるに至り、本公判廷でも事実を認め、多方面に迷惑をかけた点につき謝罪を述べるなど、本件の重大性を認識するに至っている。被告人は比較的若年で前科前歴はないところ、被告人の母は本公判廷に出廷し、今後は被告人とのコミュニケーションを密にし、夫婦で被告人の更生を支える旨を誓っている。これらの事情も考慮すると、被告人には社会内で自力更生を果たすことが期待できる。

そこで、被告人に対しては、主文掲記の刑に処し、その刑事責任の重さを明らかにした上で、その刑の執行を猶予することが相当であると判断した。

（求刑　拘禁刑１年）

令和８年６月３日

山形地方裁判所刑事部

裁判長裁判官　　田　　中　　昭　　行

裁判官　　馬　　場　　義　　博

裁判官　　町　　田　　晶　　良